

# 「学校安心ルール」

大阪市教育委員会  
大阪市立中大江小学校

## ＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことからを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができます、「より良い社会（学校）」をめざしています。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束こと		・嘘をつかない	・ルールを守る	・人に親切にする	・勉強する
第1段階	・授業の用意をしない	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじやまをする ・授業に関係のない話をす ・授業を受けずに教室を抜け出す	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをし たり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを 言う	・人の物を持ち帰る ・友達と物のやりとりをす る ・夜遅くまで家に帰らない ・校区内に出かけてお金を 使って遊ぶ	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害をす ・授業を受けずに校外に出 る	・いやがることを無理やり させる ・暴力をふるう ・物を故意にこわしたり、 すてたりする	・指導に対して激しく反抗 する ・こわがるようなことをし たり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつか るなどの暴力をふるう	・万引きするなど法律に違 反するようなことをする ・行為自体が重篤と判断さ れることをする	・家庭連絡 ・複数の教職員による指導 ・数日間の自己を振り返る活動 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

## ＜ルール表作成上の留意点＞

※「学校安心ルール」は、大阪市の教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルを参考にして作成しました。

※学校は児童ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することができます。

\* 大阪市には、生活指導サポートセンター内に「個別指導教室」があり、経験豊富な元校長先生等が丁寧な立ち直り支援を行う場所もあります。